

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況　一覧（おくの義務教育学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区 番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
1	おくの	小坂	53	【国道408号線に歩道の建設について】 国道408号線沿いには歩道がとぎれとぎれとなっていて、小坂城址の下の408号線沿いも歩道がありません。小坂団地入口から小坂に向かって200メートル位歩道がありません。歩道がないので自転車で走行中に突然バランスを崩し車道中央付近にはみだし、とても危険です。よって、ここに国道408号線に歩道の増設を希望致します。前回同様に、今回のタウンミーティングに提出いたします。	令和6年6月7日付で奄ヶ崎工事事務所長宛てに要望書を提出しました。今後、進捗がありましたら、報告いたします。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	建設部	道路整備課
2	おくの	小坂	53	【防犯カメラの設置について】 小坂コミュニティセンターとその周辺は、国道408号線に隣接し、車の往来も激しく国道に出る道が3本ある等危険な場所となっております。そこで、コミュニティセンターとその周辺の防犯と安全のために防犯カメラの設置が必要と考えます。前回同様に、今回のタウンミーティングに提出致します。	現在、牛久市では牛久警察署と「街頭防犯カメラ設置に関する協定」を締結して、警察の指導を受けながら、主要道路の交差点に計画的に街頭防犯カメラを設置しております。 当該箇所につきましては、警察の指導における計画的街頭防犯カメラ設置箇所ではないため、現状において設置することは難しいですが、これからの地域防犯を取り巻く環境変化等の情勢を注視しながら、牛久市内における街頭防犯カメラの設置箇所を検討してまいります。	牛久警察署と締結している「街頭防犯カメラ設置に関する協定」に基づく設置箇所（主要道路交差点等）に該当しないため、当該箇所（小坂コミュニティセンターとその周辺）への防犯カメラ設置予定はありませんが、奥野地区における窃盗被害等の状況等に鑑みて、東部地区を含めた現計画の見直し検討について、牛久警察署と協議中であり、今後も継続的に協議してまいります。	市民部	地域安全課
3	おくの	小坂	53	【国道408号線にカーブミラー又は横断歩道の設置について】 国道408号線沿い(牛久市小坂町2757)に接する町道の交差点は急なカーブになって、見通しがとても悪く、住民が横断するにも通りが激しいため危険でなかなか渡ることが出来ません。 また、近くの住民からも苦情も頻繁によせられています。 よって、なるべく早くにカーブミラー又は横断歩道の設置を強く望みます。 前回同様、今回のタウンミーティングに提出致します。	カーブミラーにつきましては、各行政区からの要望を取りまとめ、現地調査を実施し、カーブミラーの設置等基準に照らし合わせて審査して設置の必要性の有無を判断した上で、設置を検討してまいります。 また、交通規制を伴う道路標示である横断歩道の設置は、茨城県警察(牛久警察署)が行っておりますことから、市において、行政区からの要望を取りまとめの上、牛久警察署に要望を提出いたします。	カーブミラーの設置につきましては、現地調査を実施し、設置等基準に基づき審査をした結果、当該箇所は、自動車運転時における視覚的な障害物はほとんどなく、十分な見通しが確保されており、法令に定められた通行を行えば危険ではない個所と判断するため、カーブミラーの設置はございません。何卒、ご理解の程よろしくお願いいたします。 横断歩道の設置につきましては、令和6年8月30日に牛久警察署へ要望書を提出いたしました。なお、その要望書は、市長が直接、牛久警察署長に手渡しで提出しております。	市民部	地域安全課
1	おくの	小坂団地	54	1. かっぱ号の利便性向上について 高齢者がスーパー・病院等に行く際に施設の内部の片隅に停留所が設けられないか市としても働きかけ出来ないか検討して頂きたい。特に歩行困難者の場合停留所から離れていると難しくなります。また、電車を利用しているサラリーマン(買物・お出かけ等含む)はあまりにも不便で始発・最終時間が問題となります。団地内でも朝夕の時間の問題で自転車で通っている方も居ます。人口流出を防止する為に朝夕の利便性を考慮して頂きたい。	はじめに、スーパー・病院等の敷地内における停留所の設置につきましては、市役所や生涯学習センターなどの公共施設において、十分な通路を確保して敷地内を運行しておりますが、民間施設において、敷地内にバスが乗り入れることを想定しますと、安全面の観点から一般車両等との混在を避け、バスが安全に走行できるルート、安全に停車できる場所や乗降できる場所の整備が必要であり、現行の運行ルート、便数、所要時分等にも影響があると思慮されることから、現時点では困難と考えます。 一方で、停留所まで歩くことが困難である方への移動手段の必要性は感じており、本市としましても、「うしタク」を導入した経緯があります。今後も、高齢者、障がい者といった交通弱者を含む誰もが移動手段を選択できる環境整備の検討を行ってまいります。 次に、通勤者のバスにつきましては、当該団地を運行している路線バスが運転手不足等により減便され、通勤における公共交通が不便となっていることは承知しているところですが、かっぱ号においても、今般の働き方改革による運転手不足のため、通勤ライナーを含む複数のルートで減便を行ったところであり、小坂団地における通勤時間帯のかっぱ号の導入は困難な状況にあります。このような状況ではありますが、本市では、つくば市、土浦市、下妻市と連携した実証実験として、第1種免許の運転手を含めた運転手の確保対策、また、普通免許運転手による運送事業を実施を予定しており、運転手や車両数などが限られた中においても、市内全体の交通を見直し、より効率的な配置や便数について、少しでも改善することができるよう、交通事業者とともに、引き続き検討してまいります。	現時点においても、運転手不足の状況は改善されておらず、引き続き運行事業者との協議を密としながら、市内全体の交通見直しを検討してまいります。 また、このような状況ではありますが、運転手不足をはじめとする交通課題を解決するため、本市では、つくば市、土浦市、下妻市と連携し、1月27日より市街化調整区域に自宅又は実家がある方を対象とした地域連携公共ライドシェア(牛久エリア)の運行を開始しました。本サービスは、小坂団地にお住いの皆様におかれましてはご利用いただけますので、小坂団地の皆様を含む利用者への周知・利用の啓発活動を進めてまいります。	経営企画部	政策企画課
2	おくの	小坂団地	54	2. ハチの巣撤去に関して 今年からハチの巣撤去補助が復活してきましたが、現状5万円前後かかる費用に対し5千円では安すぎると思います。年金暮らしの方には大きな負担となります。ご検討をお願い致します。	スズメバチの巣の撤去費用に関しましては、巣ができた場所や大きさなどによって料金が変わってくるほか、業者によっても料金がまちまちであることから、駆除を依頼する際は、お手数でも何社か見積もりを取るなどいただいた金額を確認して費用を最小限に抑えていただくことをお勧めいたします。補助金額につきましては、現状変更する予定はございませんが、今後の費用動向を注視しつつ、変更が必要か検討してまいります。	現状としては、補助金額の変更は考えておりません。	環境経済部	環境政策課
3	おくの	小坂団地	54	3. ゴミステーションの今後に向けて 鎌倉街道沿いの新築し入居される方がおります。問題なのは不動産屋さんが土地を売る際、現状空き地になっていても買い手が付きにくいとの話があります。その際ゴミステーション移動要望もあり移動する場所に苦慮しております。U字溝も狭くその上に置くわけにもいかず現状は場所を減らして、しのいでいる場所もあります。	ゴミ集積所の設置場所は、集積所を利用する皆さんと地元行政区で決めているところです。今回のご意見は、現在のところ問題はないが将来的に住宅が多数建設された際に、集積所を増設する場所が無いのではとの不安があるとのことですが、住宅地は特にこの様な問題が多々あり、区長の皆さんは苦慮していると思います。市としまして、その都度、出来る限り相談に乗ることで、円滑なごみ収集を進めてまいりますので宜しくお願い致します。 上記につきましては、6月3日に区長へご報告させていただきました。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	環境経済部	廃棄物対策課
4	おくの	小坂団地	54	4. 鎌倉街道通学路の危険防止 鎌倉街道沿いの通学路に樹木の枝のはみ出し・垂れ下がり、草のはみ出し等で自転車での通学で怪我が心配です。地権者との連絡はされていると思いますが改善されていません。怪我人が出る前に何とかならないでしょうか。雨・雪の際は垂れ下がり、危険です。	歩道上の草刈りにつきましては市で実施しておりますが、民地から出ている枝等については地権者へ通知文を送付し、対応をお願いしているところがあります。しかしながら、歩行者や自転車の頭の高さまで垂れ下がったような枝については、危険性、緊急性もあるため、職員で随時対応をしております。今後においても、危険箇所の発見もしくは通報があった場合は対応してまいります。	危険な樹木の枝につきましては、8月頃に職員で対応させていただきました。引続き地権者への通知を行うとともに緊急性のある個所につきましては、対応してまいります。	建設部	道路整備課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（おくの義務教育学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
1	おくの	向原	55	下記の要望書等に対し何の返答もないのは何故か知りたいので教えてください。 当方としては、市役所から返答がないと要望者に対し報告が出来ないので困っています。 令和6年4月25日提出 道路整備課充て「道路分離帯の除草対策要望」 令和6年4月30日提出 道路整備課課長あて「街灯修理のお願い」	「道路分離帯の除草対策要望」については、5月末に防草シートの施工が完了しました。 「街灯修理のお願い」については、現在発注準備中であり、契約完了次第修繕を実施いたします。 なお、上記につきましては5月28日に区長へ報告させていただきました。	街路灯につきましては、10月頃に修理を完了しております。	建設部	道路整備課
2	おくの	向原	55	令和5年度タウンミーティング意見書にて、道路整備課充ての要望について、一部の舗装補修工事は実施されましたが、要望の舗装補修は完了したとは思いません。今後の工事について、教えてください。	当該路線における令和5年度舗装補修は、損傷がひどい部分を抜粋して部分的に補修を実施しました。今後も地域の要望や損傷度から優先順位を決め、随時補修を実施してまいります。	今年度におきましても、損傷のひどい箇所 の補修を7月頃 に実施いたしました。	建設部	道路整備課
1	おくの	奥原	56	カーブミラー設置依頼	カーブミラーにつきましては、各行政区からの要望を取りまとめ、現地調査を実施し、カーブミラーの設置等基準に照らし合わせて審査して設置の必要性の有無を判断した上で、設置を検討してまいります。	カーブミラーの設置につきましては、現地調査を実施し、設置等基準に基づき審査をした結果、牛久市全域を考えた中で、当該箇所よりも早急に設置が必要な箇所が多数あることから、令和6年度工事において設置する箇所に該当しませんでした。何卒、ご理解の程よろしく願います。	市民部	地域安全課
2	おくの	奥原	56	信号機の設置依頼 ・408号線 奥原公会堂前 ・408号線 牛久クリーンセンター入口	信号機の設置は、茨城県警察(牛久警察署)が行っておりますことから、市において、行政区からの要望を取りまとめの上、牛久警察署に要望を提出いたします。	信号機の設置につきましては、令和6年8月30日に牛久警察署へ要望書を提出いたしました。なお、その要望書は、市長が直接、牛久警察署長に手渡しで提出しております。	市民部	地域安全課
1	おくの	中央	57	【おくの義務教育学校北校舎の利活用について】 (当面、市が解体も売却もしないという前提で) この学校に通い、親しんできた奥野の人たちの多くは、施設を残して有効に活用していただくことを望んでいると考えます。検討をよろしくお願いします。 <提案> 施設を引き続き市が管理し、いくつかの教室を資料館、展示室、地区社協事務所、各所サークル活動やボランティアグループ等の交流の場、スポーツジム、防災倉庫等に活用しながら、大規模災害発生により避難所が必要となった場合、体育館ではなく教室を第二避難場所とし活用する。 その他施設として、十分な駐車場があり、グラウンドや体育館は、スポーツ少年団や奥野地区スポーツ交流会行事のほか一般への貸し出し、南側グラウンドを公園として一部に大屋根とベンチを設置して開放、常設でなく定期的に開催する野菜市場、フリーマーケットとしても活用、更に市の防災訓練会場とする。 <避難所として求められる設備、機能> 1)耐震性を有している。 2)中区画(階層、各教室)小区画(パーテーション、テント等)によるプライバシーの確保、女子更衣室、授乳室、衛生品等の保管場所が確保できる。 3)発熱者等を区別し、接触を減らすことができる。 4)空調設備が備わっている。 5)十分な数のトイレがある。 6)厨房設備があり、炊き出しに活用できる。 北校舎は、これらの条件を満たしているのではないのでしょうか。	現時点においては、各要望や意見があった内容を集約し、利活用案を取りまとめている段階となりますので、ご提案のありました利用方法につきましても、その検討に含め、取りまとめてまいります。 防災倉庫や避難所につきましては、地域防災計画等との整合性を含めた検討が必要となりますので、関係部局と情報を共有してまいります。 また、大屋根の設置などの利活用については、新たな整備が必要となり、コスト面など事業費を含め検討し、判断したいと考えておりますのでご理解願います。 今後におきましても、現在いただいている要望を含め、地域の意見をお聞きしながら、利活用の検討を進めてまいります。	令和6年8月28日におくの義務教育学校北校舎利活用に関する懇談会、9月30日におくの地区社協執行役員会、10月6日おくの地区社協役員会において、「利活用の基本的な考え方」、「市街化調整区域における開発行為の基準」、「利活用方針及びスケジュール」などについて、ご説明させていただきました。 今年度は、サウンディング調査(校舎の活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて市場性等を把握する調査)を行うとともに、3月19日に第2回の懇談会を開催し、来年度の利活用方針決定に向けた議論を進めます。	経営企画部	政策企画課
1	おくの	大和田	58	1. おくの義務教育学校(北校舎)の校舎・校庭の利用方法について ○質問: <どのような方法で>、また <いつまでに> その利用方法を決定するのか？ 意見①奥野地区だけでなく、市内全域の住民から計画案を募るべき。 意見②候補の案毎にコスト・ベネフィットを算出した上で、比較して決めるべき。	○質問について <市の考えを示し、地域と話し合って>、<今年度中には>利活用の方向を決めていきます。 ○意見について ①市で独自利用を考える場合、地域の意見を優先したいと考えおりますが、案としては様々な意見をいただいで進めることも必要と考えておりますので、意見の集約範囲、方法なども含めて検討いたします。 ②利活用案の検討には当然ながら、費用対効果の検討は必須と考えております。公共の利用、民間的利用などその性質に応じたコストの検討をしたうえで進めてまいります。	令和6年8月28日におくの義務教育学校北校舎利活用に関する懇談会、9月30日におくの地区社協執行役員会、10月6日おくの地区社協役員会において、「利活用の基本的な考え方」、「市街化調整区域における開発行為の基準」、「利活用方針及びスケジュール」などについて、ご説明させていただきました。 今年度は、サウンディング調査(校舎の活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて市場性等を把握する調査)を行うとともに、3月19日に第2回の懇談会を開催し、来年度の利活用方針決定に向けた議論を進めます。	経営企画部	政策企画課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況　一覧（おくの義務教育学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
2-①	おくの	大和田	58	2. 市役所業務のゼロベースでの見直しについて ○無駄な業務を探し出して、費用を削減し、必要な部署に使うべき。 (1) たまり場交付金 ○35行政区に対し、総額2940万円/年を支払っているが、交付金の支払の要件と事業の支出内容が妥当かどうかを精査すべき。	現在、集会所を、「年末年始を除き、地域住民に年間3分の2以上開放していること」、「当該行政区等の内外を問わず市民活動団体に広く無償で貸し出していること」、「周辺地域を広く巻き込んだコミュニティづくりに役立てていること」の3要件を満たしている行政区に、コミュニティ活動を行うために直接必要な経費に対し、月7万円の補助金を交付しております。 たまり場の運用については、毎年、各集会所に市職員が出向き、補助金の使途や開放日数等について、区長等の立ち合いのもと、行政区の会計帳簿・領収書等を現地にて確認しております。 なお、現行の補助金制度には、たまり場運用の明確な基準がなく、行政区ごとに運用方法や補助金の使途についての考え方が一律でないことから、今年度中に制度の見直しを行い、運用上の明確な基準を設けたうえで、来年度から新制度の運用を開始する予定です。	今年度、たまり場補助金制度の見直しを行っているところであり、庁内調整を経て、区長会役員に対し新制度に関する概要を送付し、2月10日まで質問を受け付けております。2月20日に開催される区長会役員会にてその回答及び説明を行い、新制度に対するご理解を頂き、令和7年度からの新制度実施を予定しております。	市民部	市民活動課
2-②	おくの	大和田	58	(2) 広報うしく ○月1回発行で充分であり、新情報はホームページ、SNSで発信できる。	「広報うしく」につきましては、1日号及び15日号の月2回発行しています。1日号は「市政情報」を中心とする内容で行政区長を通して配布していただき、15日号は「お知らせ版」を業者がポスティングにより配布をしています。 市では、広報うしく、公式ホームページ、かつぱメール、SNSなど、情報取得できる選択肢を多数提供しており、広報紙を月1回発行に変更するのは可能であると考えます。なお、令和6年度広報広聴課予算を基に、「広報紙発行から配布まで」を、多くの市民へ届けることができるポスティングによる配布方法で月1回発行した場合、年間で約235万円の減額となります。 しかしながら、月1回発行に変更するためには、「配布方法」・「広報紙以外の回覧物の取り扱い」・「行政区運営費補助金」等の課題も多く、関係各課との調整も必要となることから、慎重に検討してまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	市長公室	広報広聴課
2-③	おくの	大和田	58	(3) 「リサイクル事業補助金交付決定通知書」 ○年4回でなく、年1回で良い。	行政区リサイクルの事業が開始された平成4年当初、「リサイクル事業補助金交付要綱」を定めた際に年2回の補助金交付としましたが、行政区からの要望で年3回、年4回と段階的に増やした経緯があります。補助金額には1回数百円から数万円と開きがあり、金額によっては回数を減らすことにより資金計画に影響が出る行政区もあると思われるので、現状の年4回の支給とさせていただきます。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	環境経済部	廃棄物対策課
3-①	おくの	大和田	58	3. 牛久市の地域活性化・観光地域活性化について (1) アヤマ園 ○なぜ衰退したのか分析しているのか？ 2復活させる計画があるのか？ 復活させるのであれば、何年計画で復活させるのか？	ハナショウブの開花数が減少している最大の原因は、連作障害であると把握しております。そもそもハナショウブをはじめアヤメ科の植物は連作障害の傾向が強く、維持するためには、土壌の入替え、植え土を深く天地返しする、三・四年ごとに植え替えをするなど継続的な土壌の改良が必要となります。 これに加え、湿地はカキツバタには適しているものの、ハナショウブは開花時期には水が必要になりますが、常に土が湿っている状況だと根腐れを起こしてしまうとのことで、元々水田跡である当園の環境はハナショウブには適していないという実情があり、さらに良好な水の管理をするためには、排水等の改修工事も必要になります。 土壌入れ替えや排水施設等の改修には多額の経費がかかることから、様々な方法での開花を模索しており、造園事業者の提案を受け、今年度はポットのままの植樹を試みたところですが、水管理等では、出来る限りの努力をしております。 今後は、今年度の開花状況を踏まえ、出来る限り良好な管理ができるよう試行錯誤しながら、検討してまいります。	土壌入れ替えや排水施設等の改修には多額の経費がかかることから、今年度は造園事業者と協議した上で、アヤメ園の一部にポット仕立てのハナショウブ苗の植え付けを行ったところ、その部分については良好に開花いたしました。 ポット苗の土はハナショウブの生育に適した土ですので、これを徐々に拡大していけば、連作障害と土壌改良の両方の対応策につながる可能性があります。本年のポットでの植栽の開花状況が、来年度も継続するかどうかを検証するとともに、良好な管理ができるよう努めてまいります。	環境経済部	未来創造課
3-②	おくの	大和田	58	(2) 小川芋銭記念館付近 意見①高台にあり眼下に牛久沼を望める絶好のスポットだが、法面に生えている竹が景観を邪魔している。竹を伐採すべき。 意見②この区域は急傾斜地であり、崩壊の危険性があるが、7、8年以上古くなった竹が根こそぎ倒れた場合、土壌に穴ができるので、防災の観点からも伐採すべき。3森林環境税を利用できないか？	雲魚亭・河童松・河童の碑周辺につきましては、植栽及び緑地が一年を通して良好な状態で生育することができるよう、毎年、業務委託をし植栽管理を行っており、主に、生垣・常緑樹・落葉樹剪定、寄植刈込、生垣・寄植・上木薬剤防除、駐車場・河童の碑周辺の除草を実施しておりますが、河童の碑周辺の牛久沼に面する法面については、対象としておりません。 当該法地につきましては、首都圏近郊緑地保全区域の一部に指定されており、基本的には保全が目的とされ、木竹の伐採等については、知事等に届出が必要となるとともに、急傾斜地であることから対応につきましては今後検討してまいります。 また森林環境譲与税の利用につきましては、当該譲与税は原則として、森林の保全を目的に、間伐、人材育成、木材利用にかかる費用に使用するものとされており、この使用につきましても併せて検討してまいります。	当該法地は急傾斜地なので、伐採する場合、作業は困難を極め、多額の経費を要します。更に、法面の崩壊につながる危険性もあります。また当該法地は、首都圏近郊緑地保全区域の一部に指定されているため、保全を基本として考えてまいります。 また、森林環境譲与税の利用につきましては、当該譲与税は原則として、森林の保全を目的にかかる費用に使用するものであることから、景観の為に伐採する等の目的で使用する事は認められておりませんが、他の事例等も確認し、引き続き検討してまいります。	環境経済部	未来創造課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（おくの義務教育学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
3-③	おくの	大和田	58	(3) 牛久シャトー 意見①実績のあるコンサルタントに助言を依頼し、また、市民から意見を募集すべき。 意見②能力があり、やる気のある人物に経営を託すべき。 意見③牛久市がその存続に本格的にコミットする場合は、将来の収支を市民に開示することが前提である。ムードだけでコミットすると、泥沼に入ってしまう。 意見④今後数年は市長の熱意を見守りたいが、「勇気ある撤退」も選択肢の1つだと思う。	市民の皆様には、牛久シャトーの現状と今後について、関心を持っていただくとともに、大変ご心配をお掛けしております。 牛久シャトーが本市で設立した牛久シャトー㈱で運営するようになったきっかけは、所有者であるオエノホールディングスが、グループ会社である合同酒精が展開するシャトーの業績の悪化に伴い、平成30年末での飲食・物販事業からの撤退表明したことに対し、市民の皆様をはじめとする多くの方々から寄せられた牛久シャトーの存続要望にお応えする方策として、牛久シャトーの借り上げと第3セクターによる飲食・物販事業継続を決定したことによります。 この決定に際しては、仮に市が牛久シャトーの存続を望まなかったならば、国指定の重要文化財建造物3棟が建つ一角だけを残し、牛久シャトー敷地全体の7～8割は、住宅地等として開発され、牛久市のランドマークであり、有数の観光拠点でもある初代神谷傳兵衛が築いた、日本初のブドウの栽培からワイン醸造を一貫して行うことで得られたシャトーの称号を持つ牛久シャトーの120年以上続いた風景や歴史が終わることになります。 民間企業でさえ厳しかった経営を、市が行ったらすぐに黒字化できるということは残念ながらありません。皆様からのご意見に真摯に耳を傾け、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、50年後、そして100年後も、この美しい牛久シャトーの姿が見られるよう、今できる努力を最大限行ってまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおりです。	環境経済部	未来創造課
4	おくの	大和田	58	4. 牛久市の各種計画のホームページ掲載方法について ○費用をかけて作成した多くの計画が、牛久市のホームページの中の、「深いところに、分散して」収納されている。これを改善し、「浅いところに、集中して」収納するか、リンク集を作って頂ければ、多くの市民に読んでもらえるはずである。 (添付資料1：牛久市の計画と報告書 一覧表) →「R6タウンミーティング意見・回答一覧(A3)」の最終ページへ添付(A4)	今年度以降、ホームページリニューアルを予定しております。その際は、ご意見を参考とさせていただきます、見やすい検索しやすいホームページの構築に努めてまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおりです。	市長公室	広報広聴課
5	おくの	大和田	58	5. 議会議事録の検索システムの構築について 意見①検索システムを構築して頂きたい。検索できるようになれば、市民は効率的に調べることができるようになる。 意見②茨城県内44市町村の内、既に30以上の市町村で検索システムが構築されている。(R6年5月現在)	ご指摘のとおり、茨城県内の多くの市町村において会議録検索システムが導入されているところですが、本市議会において過去に会議録検索システムの導入について検討がなされておりましたが、費用対効果の面で導入を見送った経緯がございます。 今年度は、本市議会内においても導入に向けての議員要望があり、導入に向けて委員会において引き続き検討を重ねてまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおりです。	議会事務局	庶務議事課
6	おくの	大和田	58	6. 牛久市パブリックコメント手続きに関する告示(第4条3)について ○議員提出により、「牛久市太陽光発電の適正な設置及び管理に関する条例」が本年6月より施行されることになったが、市民に対しパブリックコメントを求めなかった。執行部に確認したところ、本件は議員提出議案による提出であり、牛久市パブリックコメント手続に関する告示第4条第3号「実施機関に裁量の余地がないもの」として、議会は対象外になるとのことであった。将来、新たに議員が条例案を策定した場合、それが市の基本的な施策に関するものであったり、市民に義務を課したり、市民の権利を制限する内容であった場合は、市は議会に対しパブリックコメントを実施するよう、助言して頂きたい。	議員提案条例のパブリックコメントの実施については議会の判断事項であり、市が助言する関係性にはございませんが、先般のお問合せをいただいた際にも、ご意見の内容を議会事務局と情報共有しておりますので、ご理解願います。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおりです。	経営企画課	政策企画課
7	おくの	大和田	58	7. 多面的機能支払交付金の活動の広報について ○意見：牛久市では3団体(大和田、島田、奥原)がこの交付金を受けて活動している。大和田行政区ではボランティアが水路、農道、遊休農地の草刈りをすることで、環境(景色)が良くなった。また、遊休農地の草刈りを実施していたので、新規就農者に引き渡すことができた畑もある。 この交付金の負担割合は、国50%、県25%、市25%なので、市があまり負担せずに、環境整備することができる。今後、更に農業者の高齢化で遊休農地が増えると予想されるが、それをそのままに放置しておく、市が疲弊しているように見えてしまう。一般市民をまきこんで環境整備するためにも、この交付金の存在を農業者以外にも広く周知させ、牛久市内で活動団体を増やすように努力して頂きたい。 なお、牛久市は茨城県内で最下位に近い活動状況にある。 団体数(3団体)、取組率(＝認定面積÷対象農地面積)(9%)。 (添付資料2：令和3年度 多面的機能支払交付金実施状況 https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeikaku/documents/r3jissi.pdf) →「R6タウンミーティング意見・回答一覧(A3)」の最終ページへ添付(A4)	まず、日頃より大和田行政区を中心としたボランティアによる農地の多面的機能の保全管理にご尽力をいただいていることに感謝申し上げます。 多面的機能支払交付金制度は、近年の農村地域の過疎化や高齢化等の進行により、集落機能が低下し、これまで地域の共同活動によって支えられていた農用地、水路、農道等の農地の多面的機能に支障が生じつつあることから、自主的に保全管理をする活動団体に対し、活動経費等を国・県・市がそれぞれ交付金として支援する制度です。 市内では現在、奥野地区を中心に3団体が活動組織を立ち上げ、自主的に活動をしている状況です。 これまで、制度の性質上、土地改良区などと連携し、農業者を中心に周知し、活動組織の設立等を促してまいりましたが、現在のところ3団体にとどまっている状況にあります。 今後は、ご指摘の通り広報紙やHPなどを活用し、広く活動団体を募ってまいります。	ホームページは9月13日に、広報紙は10月1日号にそれぞれ掲載しました。引続き、広く活動団体を募ってまいります。	環境経済部	農業政策課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況　一覧（おくの義務教育学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
1	おくの	久野	59	【牛久シャトーの最大化】 先日、区長会の懇親会で利用させて頂きました。 料理を美味しく頂きました。残念ながら、車の運転がありワインを飲めませんでした。 他の方から聞いた話ですが、ワインはいまいちとのことでした。 牛久シャトーは、牛久の大切な観光資源です。私は状況を分かっていないのですが、市は投資をされているんですね。 専門のコンサルタントを入れたり、協力会社と相談したりして、より多くの方が来れるような、価値を高め、魅力的な運営をお願いします。	市民の皆様には、牛久シャトーの現状と今後について、関心を持っていただくとともに、大変ご心配をお掛けしております。 牛久シャトーが本市で設立した牛久シャトー㈱で運営するようになったきっかけは、所有者であるオエノンホールディングスが、グループ会社である合同酒精が展開するシャトーの業績の悪化に伴い、平成30年末での飲食・物販事業からの撤退表明したことに対し、市民の皆様をはじめとする多くの方々から寄せられた牛久シャトーの存続要望にお応えする方策として、牛久シャトーの借り上げと第3セクターによる飲食・物販事業継続を決定したことによります。 この決定に際しては、仮に市が牛久シャトーの存続を望まなかったならば、国指定の重要文化財建造物3棟が建つ一角だけを残し、牛久シャトー敷地全体の7～8割は、住宅地等として開発され、牛久市のランドマークであり、有数の観光拠点でもある初代神谷傳兵衛が築いた、日本初のブドウの栽培からワイン醸造を一貫して行うことで得られたシャトーの称号を持つ牛久シャトーの120年以上続いた風景や歴史が終わることになります。 民間企業でさえ厳しかった経営を、市が行ったらすぐに黒字化できるということは残念ながらありません。皆様からのご意見に真摯に耳を傾け、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、50年後、そして100年後も、この美しい牛久シャトーの姿が見られるよう、今できる努力を最大限行ってまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	環境経済部	未来創造課
2	おくの	久野	59	【牛久沼周辺の再開発】 牛久沼のまわりに、サイクルロード、散歩ロードをつくる。 土浦、霞ヶ浦のように、多くの人が集まるように。 また、スポーツ大会、イベント開催もできるように。 近くにお店を。 アヤマ園、小川芋銭記念館も一緒に。	牛久沼周辺の活用につきまして、令和6年1月に牛久沼周辺6市町の首長により牛久沼活用推進協議会が設置され、牛久沼およびその周辺地域の魅力を向上させるとともに、交流人口の増加を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として示されました。 本市もその構成市として参加しており、牛久沼を周遊するルートの検討など、活用に関する意見交換がなされております。 また、本市としましては、これまでも牛久沼およびその周辺は、豊かな自然環境と文化資源が集積した地域として、重要な地域と捉えておりますので、引き続き、既存資源を活かした施策を検討してまいります。	令和6年度においては、牛久沼活用推進協議会として、協議会を1回、幹事会を5回開催しました。協議会では、6市町の首長や顧問である茨城県議会議員の方々による牛久沼の活用方針についての意見交換がなされました。幹事会では、協議会で出された意見に基づいて、牛久沼周遊ルートの活用案検討や牛久沼の利用に関するルール＆マナー制定に向けた調査研究、各自治体における牛久沼の環境保全活動報告などについて協議が行われました。 本市としましても、協議会の議論なども踏まえて、活用案を検討してまいります。	経営企画部	政策企画課
1	おくの	報徳	60	○最近の出来事 大風で大木が倒され、その木が近くの電線や電話線におおいかぶさり、電線を切断しそうな危険な状態が3月に発生。住民はその状態を即、東電や市に連絡し対応をお願いしたが、最終的に5月30日の倒木伐採まで日数がかかった。その間、当区住民の不安や心配は計り知れなかった。と想像する。なぜ、もっと早く解決できなかったのか？	まず初めに、約3ヶ月のもの間にわたり、通行上危険な状態のままにしまい、申し訳ありませんでした。今後は事業者とも連絡を密にとり、迅速に作業するようにしてまいります。 経緯：令和6年3月29日に本市と東京電力で倒木を確認しました。電線に寄りかかっている状態のため、東京電力で伐採作業を実施することになっております。先日（令和6年5月中旬頃）、地元行政区より連絡をいただき、いまだ伐採が実施されていないことが発覚しました。 理由：東京電力に確認をとると、高さもあり細かい枝等が多く、自社での施工は難しいため、業者に委託をしているがクレーンが必要とするため、手配に時間がかかっているとのことでした。 現状：令和6年6月19日に東京電力にて作業完了しました。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	建設部	道路整備課
2	おくの	報徳	60	奥野地区には商店が少ないので、買い物に不便を感じている。運転できるうちはいいが、高齢になった時には心配。買物難民対策を講じてほしい。	令和4年度に、おくの地区社会福祉協議会が75歳以上の独り暮らしの方や心配だと思われる世帯など126名に対して行ったアンケートの結果、「困っていることはありますか」という設問について、「困っている」と答えた方が30名で23.8%、「困っていない」と答えた方が80名で63.5%であり、このアンケートでは「買物に困っている」というお答えは、多くはございませんでした。 なお、困っていることの内容としては、自由記載のため多岐にわたっておりますが、「買物」「健康面の不安」「交通が不便」がそれぞれ4名ずつであったほか、「通院」や「家の中の掃除」などを挙げる方がいらっしゃいました。 このアンケート結果を受けて、おくの地区社会福祉協議会では、乗り合い形式による「買い物ツアー」を、試験的なイベントとして実施したと聞いております。 参加者は20名で小坂団地からの参加者がほとんどであり、事前の参加呼びかけにも「子どもに買い物を頼むから大丈夫。」と不参加の理由を挙げられたとのことでした。将来に備えた買物難民対策ですが、買い物に不便を強いられている方々の何が具体的な問題なのか、買い物の方法により解決できるのか等を調査したうえで、どのような対策が必要なのか研究してまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	保健福祉部	高齢福祉課
1	おくの	井ノ岡	63	1.今年度もカントリーライン道路整備をお願いします。 前年度の提出済意見書の実施内容 ①溜まった土砂の除去(1回実施) ②雑草の除去(1回実施) ③路側帯の白線引き直し(未実施) ※幹線道路で在りながら歩道が無く、危険度が高い状況なので上記①～③の実施、特に雑草の除去は必ず年2回の実施を希望します。	近年、雑草の伸びも早く、雑草除去回数は市内全域において増えてきております。カントリーラインにおいても、カーブ部分の見通しは悪く、路側帯が狭い部分もあることから、年2回の雑草除去は必要になってきております。外側線の引き直しと合わせて雑草除去の実施してまいります。	繁茂期の雑草除去を行うとともに12月頃に外側線の引き直し及び路側帯の土砂撤去を実施いたしました。	建設部	道路整備課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況　一覧（おくの義務教育学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
2	おくの	井ノ岡	63	2. 上記カントリーライン令和6年度追加事項 道路則面の面積の広い場所が、雑草、雑木等で覆われ見通しが悪い。除去願います。	井ノ岡行政区からのご意見1と同様の回答となりますが、近年、雑草の伸びも早く、雑草除去回数は市内全域において増えてきております。カントリーラインにおいても、カーブ部分の見通しは悪く、路側帯が狭い部分もあることから、年2回の雑草除去は必要になってきております。外側線の引き直しと合わせて雑草除去の実施してまいります。	11月頃に法面部も含め、例年より広く雑草除去を実施いたしました。	建設部	道路整備課
3	おくの	井ノ岡	63	3. 防犯カメラ設置のお願い(前年度意見書で提出済み) 交通事故・犯罪・行方不明者の手掛かりに有効。 ※令和6年度追加事項 不法投棄が同じ場所に集中する傾向にあるので、防犯カメラの必要性が高いと考えます。	【地域安全課】 現在、牛久市では犯罪の抑止を主な目的として、牛久警察署と「街頭防犯カメラ設置に関する協定」を締結して、警察の指導を受けながら、主要道路の交差点に計画的に街頭防犯カメラを設置しております。 今後も警察と連携を図りながら計画的に設置してまいります。 【廃棄物対策課】 県と市で不法投棄パトロールを行い対策をしているところですが、大小様々な不法投棄が無くならないのが現状です。悪質な場合は警察に通報することを含め持ち運びできるセンサー式カメラの設置や「不法投棄防止看板」の貸し出しなど個別に対応しますので連絡をお願いします。	【地域安全課】 牛久警察署と締結している「街頭防犯カメラ設置に関する協定」に基づき、今年度以降も、主要道路交差点等に計画的に街頭防犯カメラを設置してまいります。 なお、現計画における、現在の道路交通状況等に合わせた街頭防犯カメラ設置個所等の見直し検討につきましても、牛久警察署と協議中であり、今後も継続的に協議してまいります。 【廃棄物対策課】 左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	市民部 環境経済部	地域安全課 廃棄物対策課
1-①	おくの	桂	64	1. 牛久市の観光資源の活用の方え方の進捗と今後の計画 ①点在する観光資源をネットワーク化するなど、牛久市全体の活性化の一助になる新たな事業検討の進捗 例　推進プロジェクトは市民参画型で	本市では、これまでも観光施設間および観光施設と市内事業者の連携による取り組みを進めてまいりました。 一昨年、昨年と催行したJR東日本とのコラボイベント「駅からハイキング」では、牛久沼周辺の観光スポットや文化施設を歩いて回るコースを考案し、多くの参加者に本市を訪れていただきました。今年度は新たなコースでエントリーする予定です。 また、昨年度には、牛久シャトーと市内事業者の協力のもと、人気のデジタルコンテンツを盛り込んだデジタルスタンプラリーを実施しました。 今後も、牛久大仏と牛久シャトーという市内の2大観光スポットを核とし、その他の観光施設や市内事業者との連携はもちろん、時流に沿ったデジタルコンテンツのさらなる活用を推進しながら、複合的かつ戦略的に市全体の活性化を図ってまいります。	今年度JR東日本とのコラボイベント「駅からハイキング」(10/5～6、10/12～14実施)では、牛久駅から正源寺や金龍寺を巡って龍ヶ崎市駅に至るルートを考案し実施いたしました。その結果、238名の方々にご参加頂いております。	環境経済部	未来創造課
1-②	おくの	桂	64	②牛久シャトー(株)の部門別収支状況(酒類等)と黒字経営への具体的計画と収支改善進捗	牛久シャトー(株)の経営状況につきましては、コロナウィルスの感染拡大が始まった創業1年目と現在公表されています第4期決算書で比較いたしますと、コロナウィルス感染症が5類に移行したことなど営業環境が向上したことに伴い、売上高が、約2.2倍に増加するなど、経営状況がわずかではあります改善してきております。しかしながら、一層の黒字化へ向けて、牛久シャトー(株)に対しては、イベント開催増による収益の拡大や外販などの営業について、これまで以上の強化を指導しています。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	環境経済部	未来創造課
1-③	おくの	桂	64	③牛久シャトー、牛久大仏、牛久沼等は近隣の阿見アウトレットと合わせ貴重な観光資源であると考えられ、これをネットワーク化し、地域の魅力の再発掘、観光客及び移住者の増加を目指す。観光・地域活性化のコンサルタント起用提案の進捗は。	奥野地区周辺には、久野町地内の「牛久大仏」に近接して、市外ではありますが「あみプレミアムアウトレット」や「こもれび森のイパライド」といった集客力の高い観光スポットが集まっております。 実際、牛久大仏は海外からの旅行者にも人気が高く、多くのツアーに組み込まれておりますが、市内でそのような観光施設はほかには見当たらないのが事実です。 こうした状況を踏まえ、市では、まさに先月から県の観光誘客課に相談を開始したところで、まずは、大洗港やひたちなか港に寄港するクルーズ船の乗客や、ツアーを企画する旅行事業者をターゲットとして、牛久大仏と牛久シャトーを中心に、その他の観光施設を組み入れた観光ツアーの造成に取り組んでいるところです。 今後も、県や旅行事業者等との意見及び情報交換を継続することにより、市内に眠る様々なコンテンツの洗い出しと磨き上げに取り組んでまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	環境経済部	未来創造課
2-①	おくの	桂	64	2. 行政区への各種補助金の見直し、改善 ①行政区運営費補助金の見直し 例　桂行政区(2023年度)　運営費補助金338千円/年　区費(徴収)584千円/年(10千円/人) (参考)たまり場補助金　840千円/年　＊一部の人対象	行政区運営費補助金の見直しを行い、小規模な行政区は予算が少なく行政区の運営が厳しいので、運営費補助金を増額して頂きたいとのことですが、現在、行政区運営費補助金の基礎額については、広報紙配布戸数が499戸までが250,000円、500戸から999戸までが270,000円、1,000戸以上が280,000円となっており、小規模な行政区の方が、一戸あたりの補助率が高めとなるよう設定しております。 なお、多くの行政区は令和5年度決算の中で繰越金が発生している事実もあることから、補助金の見直しについては、その妥当性も含め検討してまいります。	タウンミーティングでも、行政区運営費補助金は行政区運営の基礎となっている補助金であることをお伝えしています。この補助金の見直しには慎重な検討が必要と考え、今年度はたまり場補助金のみの見直しを行っております。	市民部	市民活動課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（おくの義務教育学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区 番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
2-②	おくの	桂	64	②敬老の日大会補助金の復活及び別途助成 例 高齢者タクシー補助、補聴器購入補助、電動アシスト補助等	敬老の日大会補助金については、令和5年2月13日に開催された区長会役員会にてご説明させていただいたところですが、行政区の負担の軽減や行政区未加入者への公平性などから、令和5年度より市からの祝品を復活させ、市が主体となって対象者全員に市長メッセージとともに贈呈することから、行政区への交付金を取りやめたものです。今一度ご理解を賜りたいと存じます。 現在、高齢者に対する助成として、インフルエンザ予防接種助成、外出支援用具の購入助成、おむつ給付金の支給があります。また、栄養確保及び安否確認を目的とした配食サービス、緊急通報装置貸与サービス、寝たきり高齢者等に対する訪問理美容サービス、徘徊高齢者家族支援サービスとしてGPS装置の貸出しを行っており、これらの事業についても自己負担が少なくなるよう市が事業費の一部負担をしております。 【別途助成の例に対しての回答】 高齢者のタクシー補助については、本市の公共交通の在り方として誰もが移動手段を選択できる環境を整えるという観点から、対象を高齢者のみとせず、すべての方を対象とした手段をとることにより、高齢者を含めた課題の解消を図ることを目指し、タクシー補助を含め検討してまいります。 補聴器購入補助については、購入助成制度を開始する県内市町村への情報収集を行い、調査研究し検討を重ねておりますが、現在まで具体的な方針決定には至っておりません。 電動アシスト補助については、県内市町村等の状況を調査し、導入するかどうかも含め総合的に検討してまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおりです。	保健福祉部	高齢福祉課
3-①	おくの	桂	64	3. ふるさと納税、牛久市の取り組みの現状と今後の展望 ①牛久市の観光資源を体験型ふるさと納税へ発展	ふるさとうしく振興室(現 営業戦略課)が発足して以来、ふるさと納税受入額は堅調に推移しており、令和2年度から3年間で約1.2倍に伸びております。今後も事業者との協働による、魅力的な返礼品を通じて、受入額の最大化を目指して取り組みます。 また、これまで牛久市へ訪れてもらう取り組みとして、体験型ふるさと納税お礼品を拡充してきました。乗馬体験券や民間トレーニング施設利用券、ゴルフ場利用券、市内飲食店利用券などの他、牛久大仏最上部において螺旋磨きを体験出来る返礼品につきましては、メディア各社より取材が行われ、テレビ放映や新聞記事に取り上げられたところです。引き続き、体験型ふるさと納税返礼品の検討を進めていくとともに、本市プロモーション活動にも繋げていきます。	現在も、体験型ふるさと納税返礼品として、味噌づくり体験やさつまいも掘り体験など、牛久市ならではのラインナップ強化に努めているところです。	市長公室	営業戦略課
3-②	おくの	桂	64	②他の市町村の返礼品を牛久市でも可能な物の洗い出し 例 境町の干し芋 地元で生産→加工→販売(事前の加工工場) (納税収入)数十億	県内全市町村で取扱う事ができる茨城県共通返礼品を、本市返礼品のラインナップに加えてきました。具体的には、北茨城市・大洗町の釜揚げしらす・あんこう鍋、石岡市の梨、下妻市のシャインマスカット、かすみがうら市の巨峰、城里町のきのこ、五霞町のはちみつなど、他市特産品が多数本市返礼品として追加されています。 また、市としましてもこの共通返礼品制度を通じて、本市返礼品であります牛久シャトービール6本セットを県内全市町村が取扱えるよう共通返礼品として開放しており、市内事業者の販路拡大に寄与している経緯もございます。今後も当該制度を十分に活用し、返礼品の充実を図ってまいります。	共通返礼品制度を活用するため、県や他市町村と情報共有を図るとともに、県共通返礼品へ当市事業者の返礼品を推薦できるよう引き続き連携してまいります。	市長公室	営業戦略課